

MVNOサービスの利用動向

平成 27 年 6 月 3 日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
事業政策課・料金サービス課

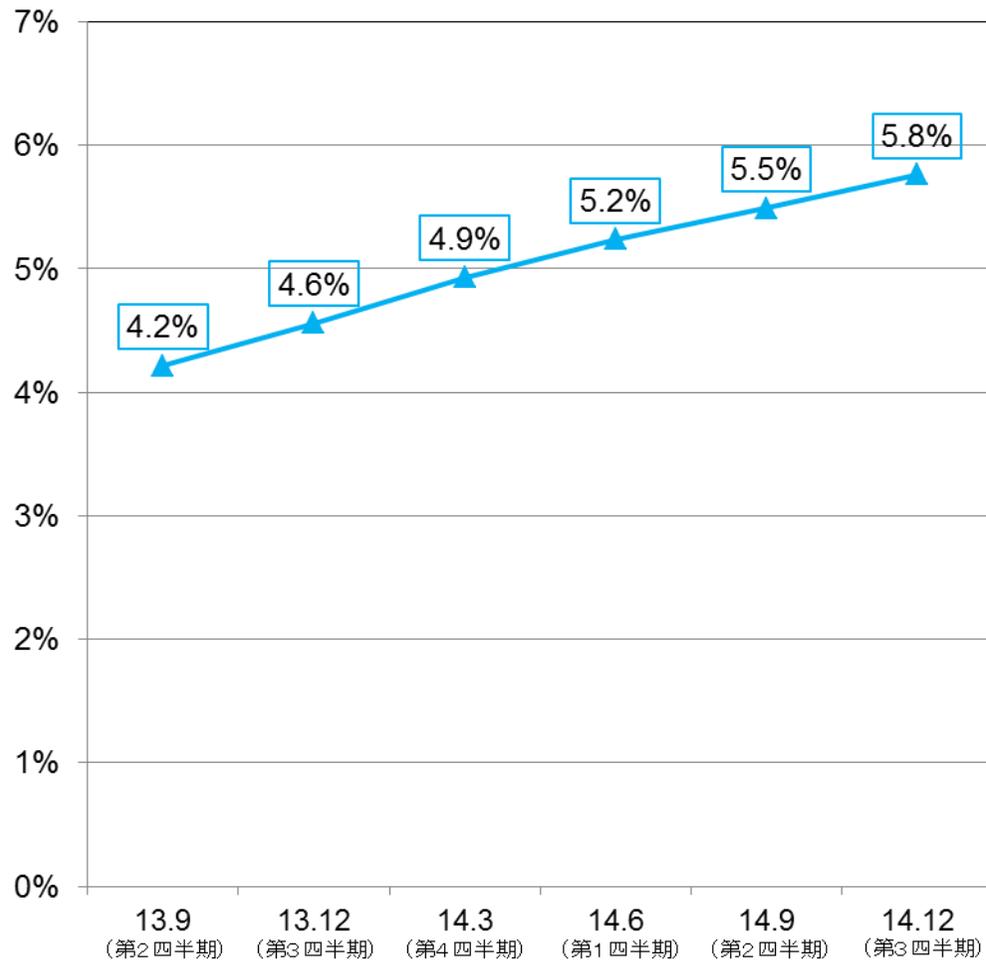
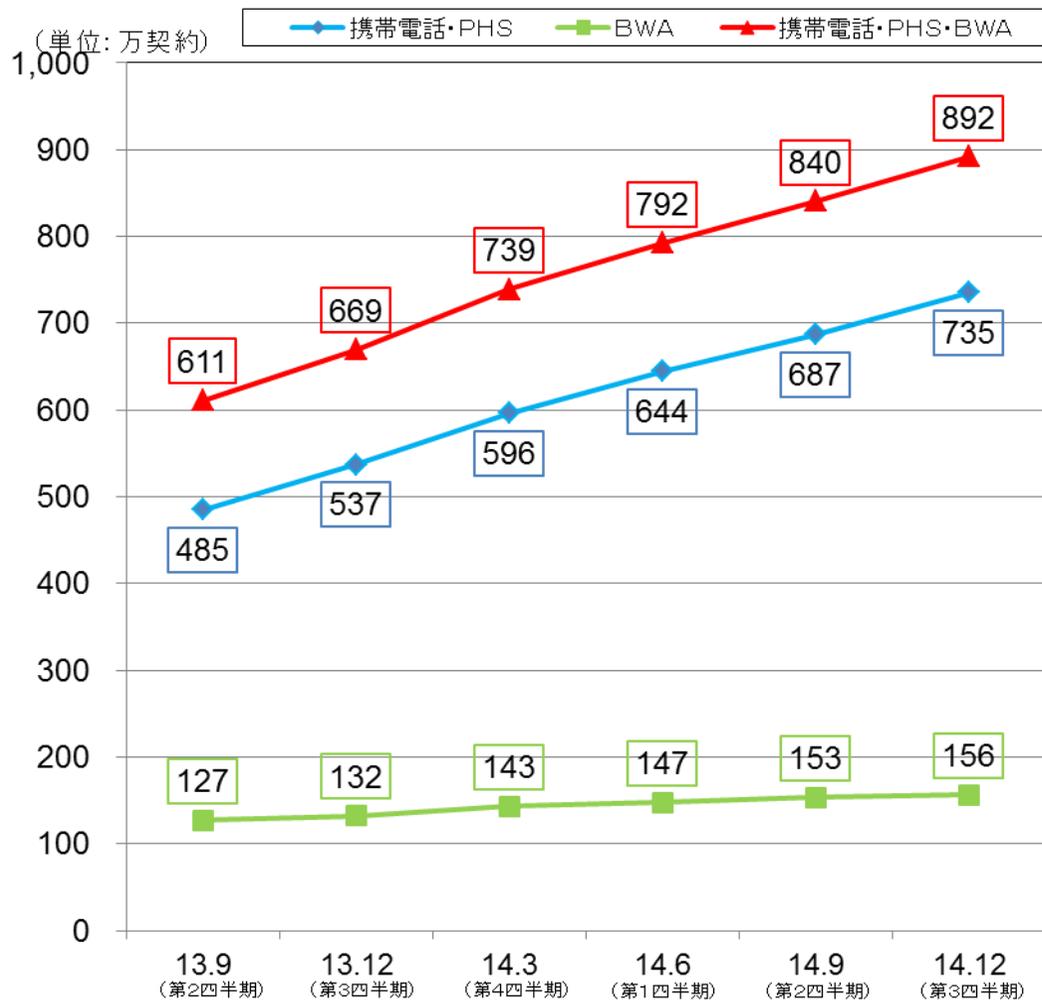
- 1 MVNOサービス全体の状況 ・ ・ P.2
- 2 MVNOサービスの契約数・事業者の動向 ・ ・ P.5
- 3 MVNOに係る月額データ通信接続料 ・ ・ P.10
- 4 MVNOサービスの利用者の動向 ・ ・ P.12
- 5 最近の総務省の取組 ・ ・ P.17

1 MVNOサービス全体の状況

- **MVNOサービスの契約数** (MNOであるMVNOの契約数を除いた数値) は**892万**(前年同期比+33.2%)。そのうち、携帯・PHSの契約数が約8割を占める。
- **移動系通信契約数**(グループ内取引調整後)に占める**MVNOサービスの契約数の比率は5.8%**(前年同期比+1.2ポイント)。

MVNOサービスの契約数の推移

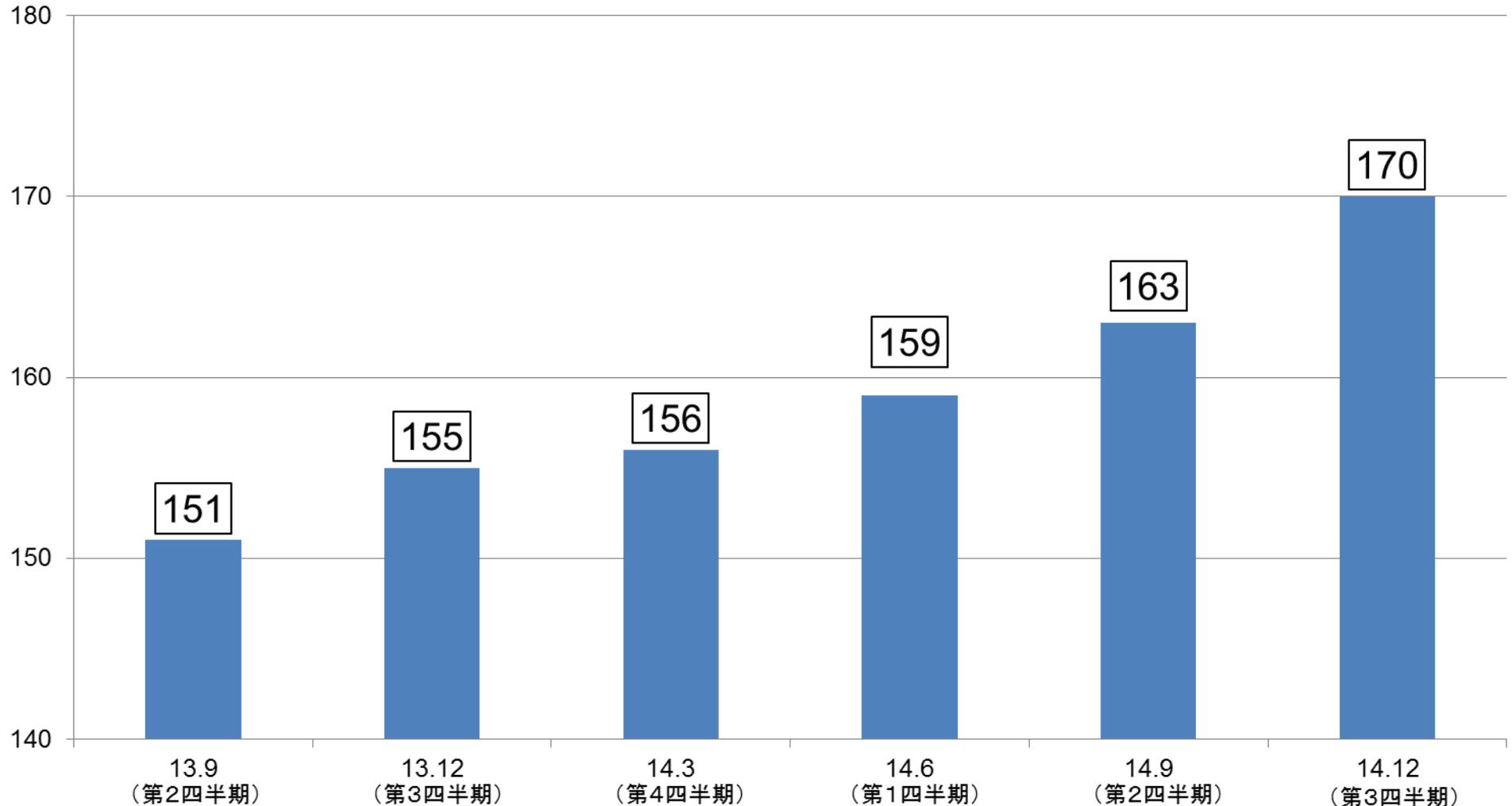
移動系通信の契約数（グループ内取引調整後）に占めるMVNOサービスの契約数比率



MVNOサービスの事業者数

- MVNOサービスの事業者数は170社(前年同期比+15社)となり、増加傾向。
- MNOであるMVNOを含めると175社。

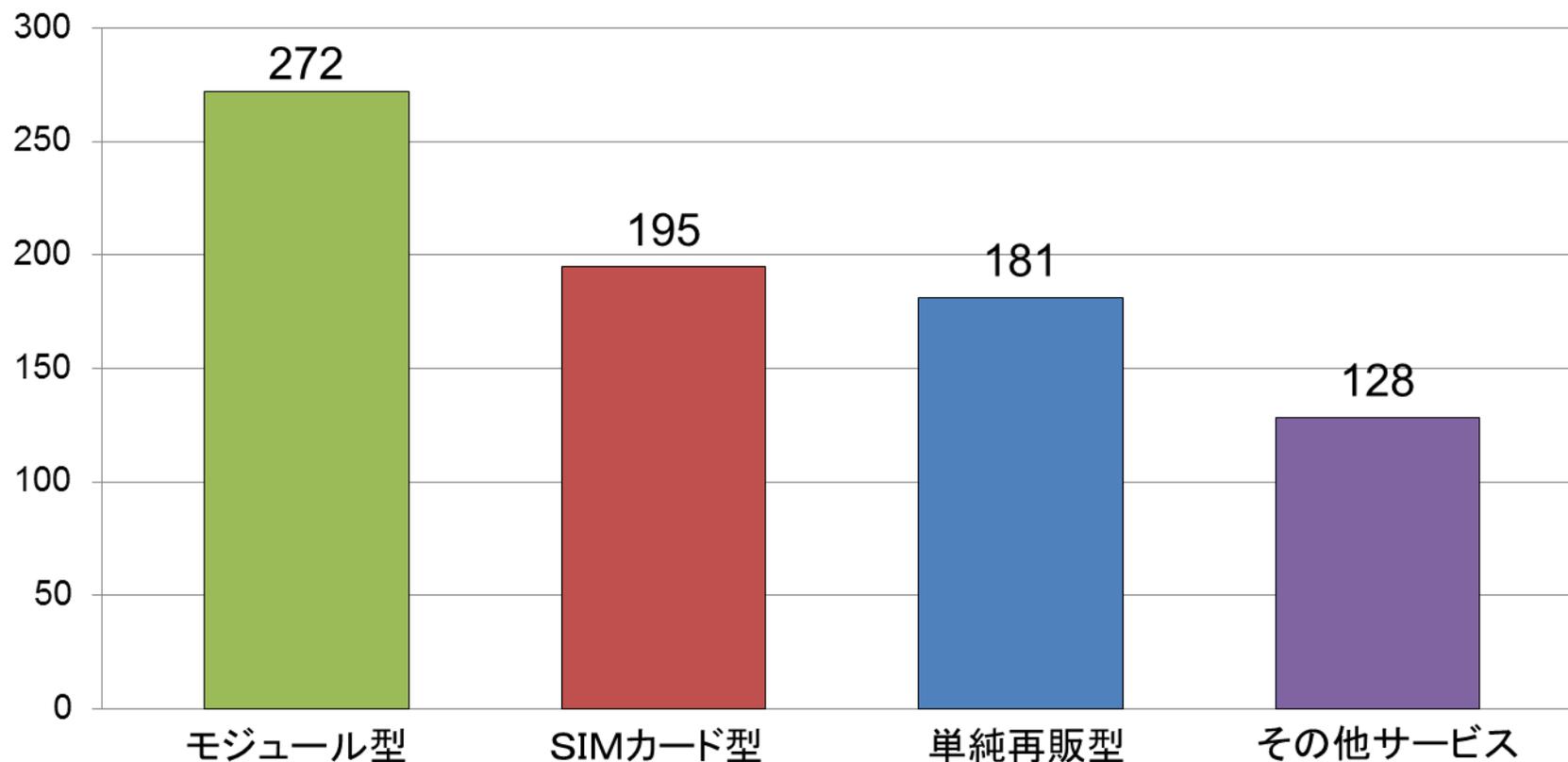
(単位: 社数)



2 MVNOサービスの契約数・事業者の動向

- MVNOサービスの契約数をサービス類型別にみると、「**モジュール型**」は272万、「**SIMカード型**」は195万、「**単純再販型**」は181万、「**その他サービス**」は128万となっている。

(単位: 万契約)



注1: 「モジュール型」通信モジュール等を提供する事業形態（カーナビ、遠隔監視等）。

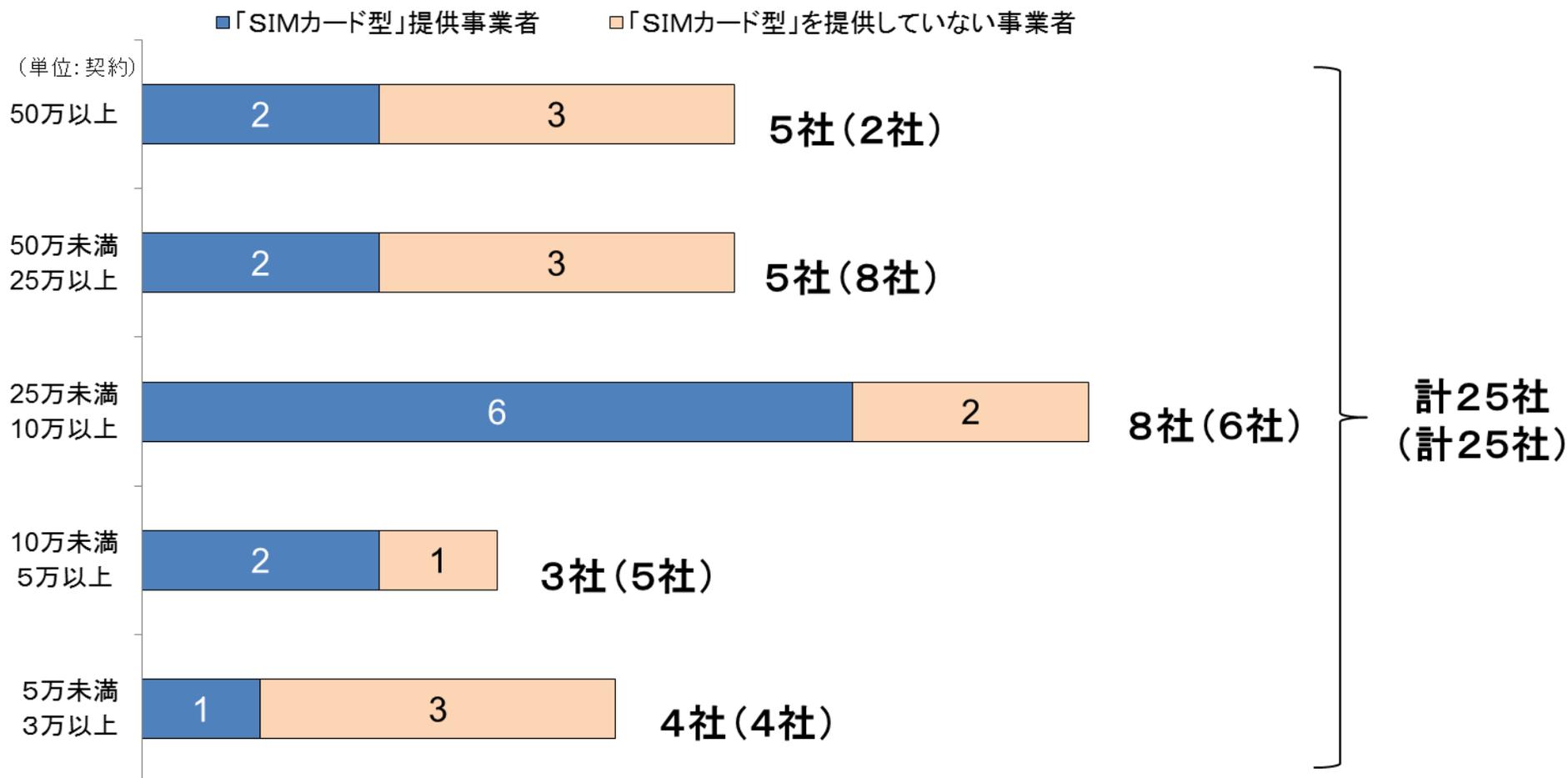
注2: 「SIMカード型」MNOとは異なる独自の料金プラン（月間通信量の制限による低料金のプラン）、月毎プラン変更可等であり、SIMカードによるデータ通信サービス単体を提供する事業形態。

注3: 「単純再販型」MNOと同一の料金プランであり、全てのネットワークをMNOに依存したサービスを提供する事業形態。

注4: 「その他サービス」MVNE事業など、上記に該当しない事業形態。

MVNOの事業規模別の事業者数等

- MVNOサービスの契約数3万以上の事業者25社のうち、契約数10万以上の事業者は18社、契約数50万以上の事業者は5社。
- そのうち、「SIMカード型」を提供しているものは、契約数3万以上の事業者は13社、契約数10万以上の事業者は10社、契約数50万以上の事業者は2社。

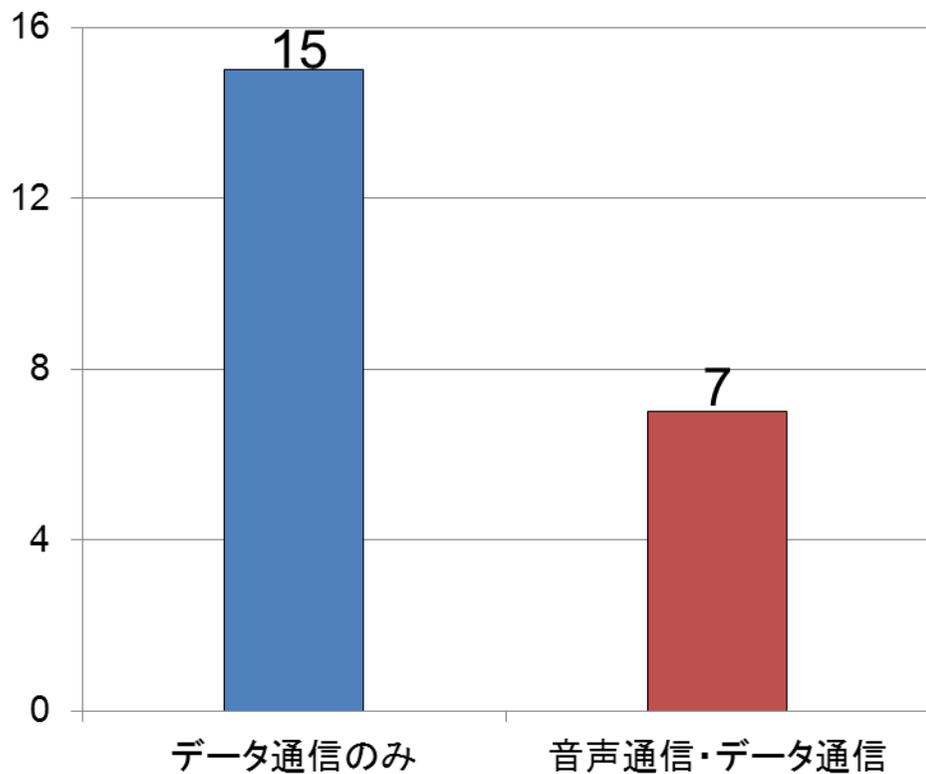


注: ()内は、平成25(2013)年12月末の数値。

- 「データ通信のみ」を提供するMVNOサービスの事業者は12社（前年同期比▲3社）であったのに対し、「音声通信・データ通信」の両方を提供しているMVNOは14社（前年同期比+7社）と増加。

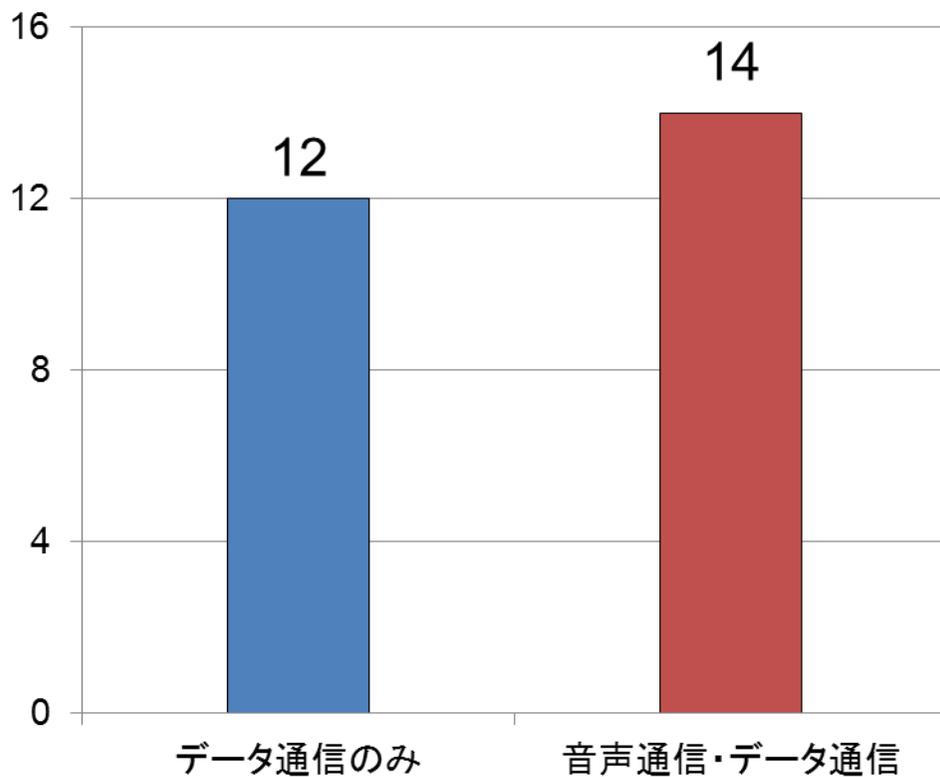
<2013年度>

(単位:社数)



<2014年度>

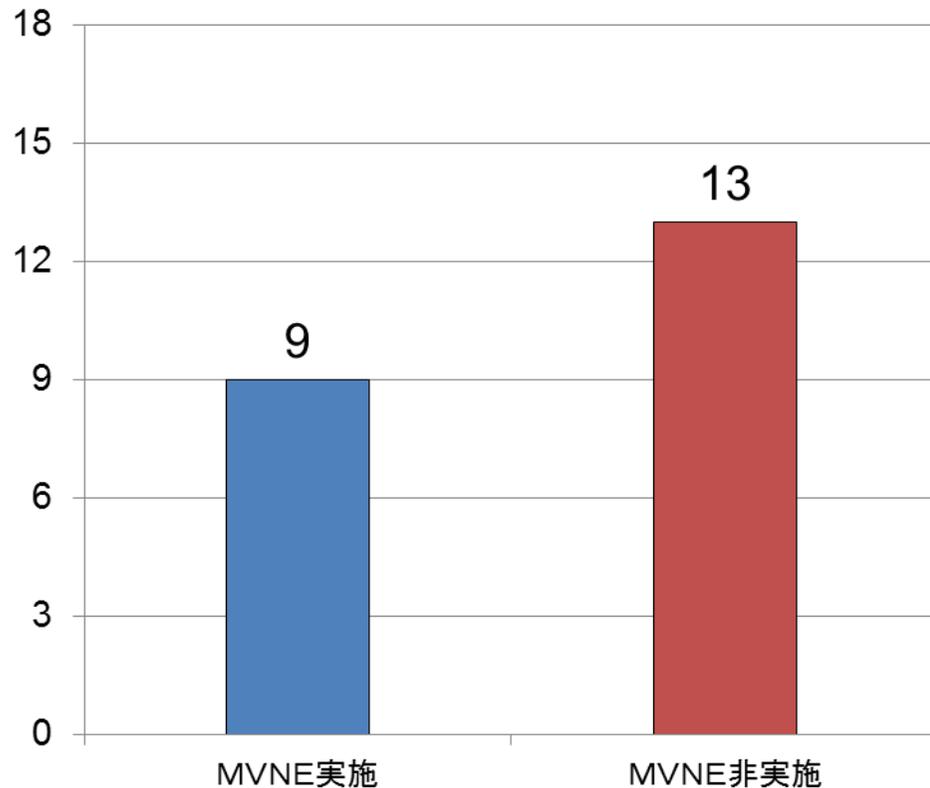
(単位:社数)



- MVNOサービスの提供事業者のうち、**MVNE実施事業者は9社**（前年同期比±0社）、**MVNE非実施事業者は17社**（前年同期比+4社）。

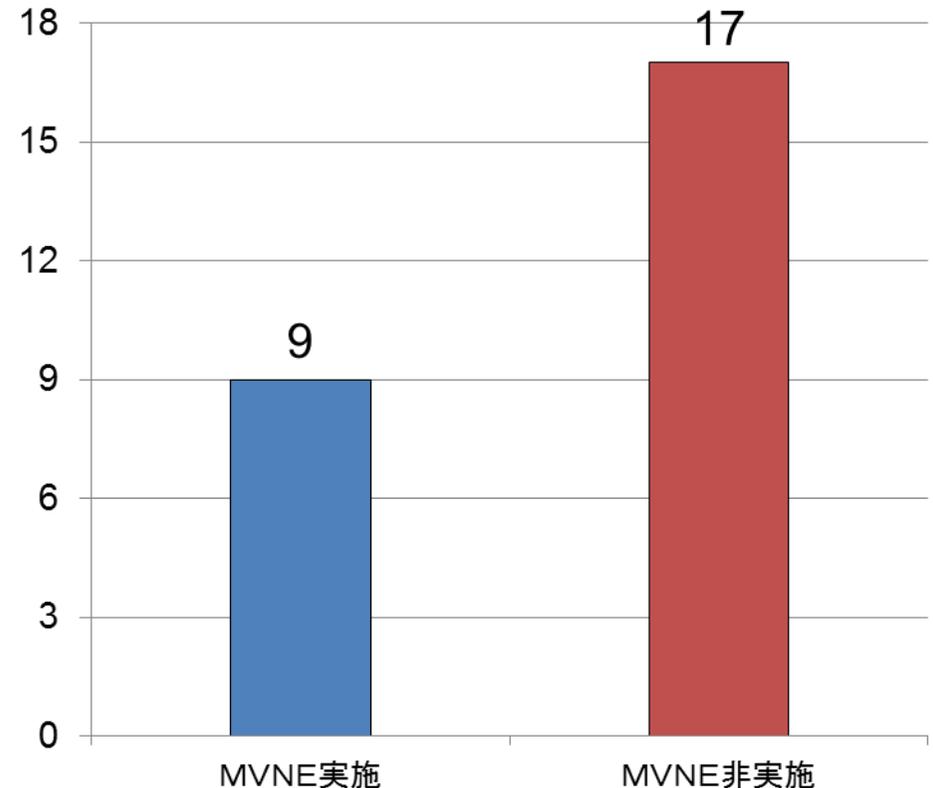
<2013年度>

(単位:社数)



<2014年度>

(単位:社数)

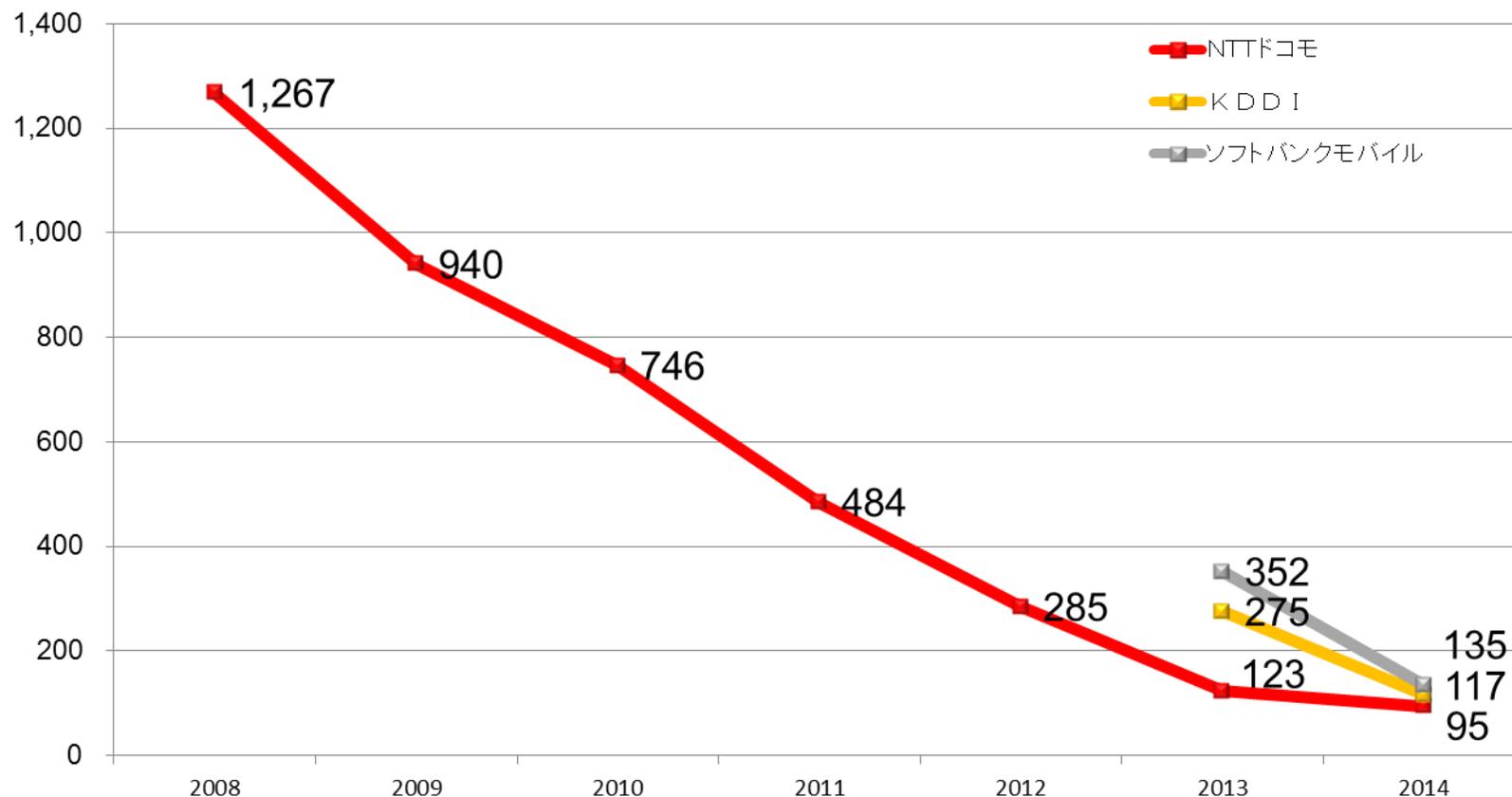


3 MVNOに係る月額データ通信接続料

● 2015年3月～4月に総務省に届出のあったMVNOに係る月額データ通信接続料については、**NTTドコモの場合は前年度比23.5%低減、KDDIの場合は前年度比57.6%低減、ソフトバンクモバイルの場合は前年度比61.5%低減。**

第二種指定電気通信設備を設置するMNOの月額データ通信接続料の推移

(単位:万円)



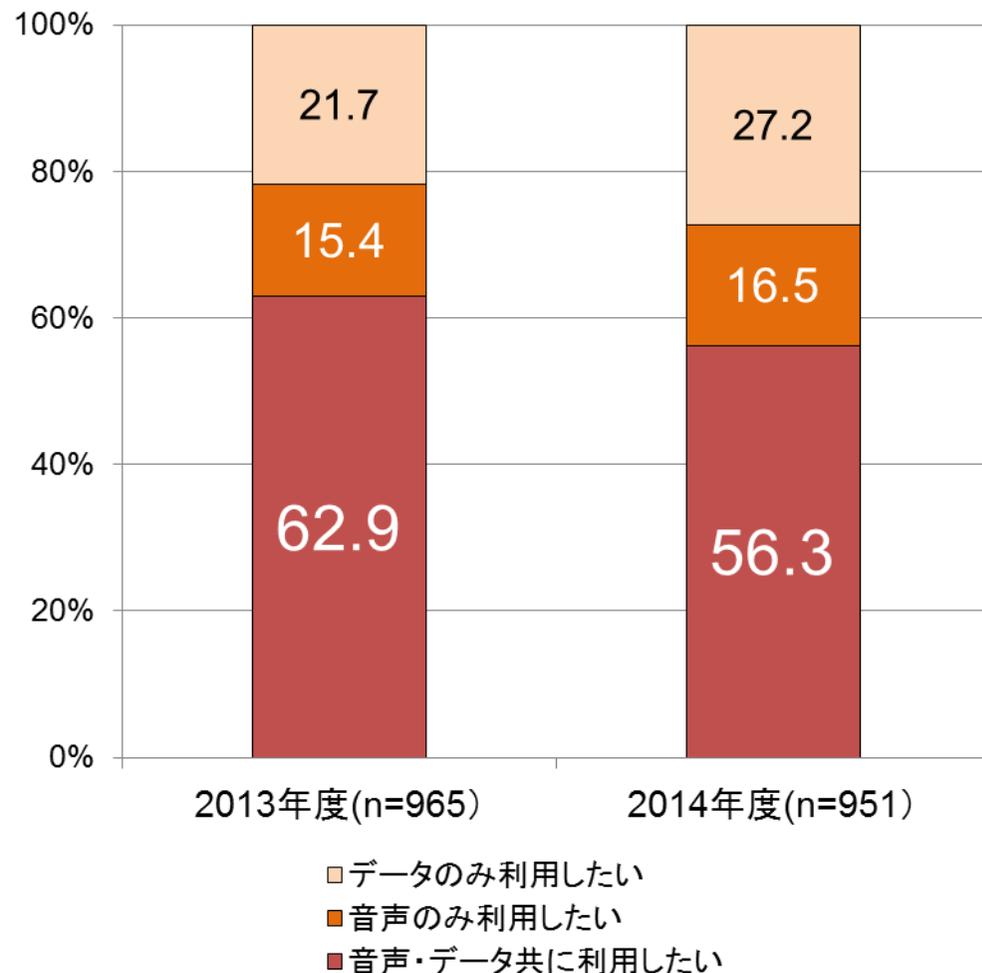
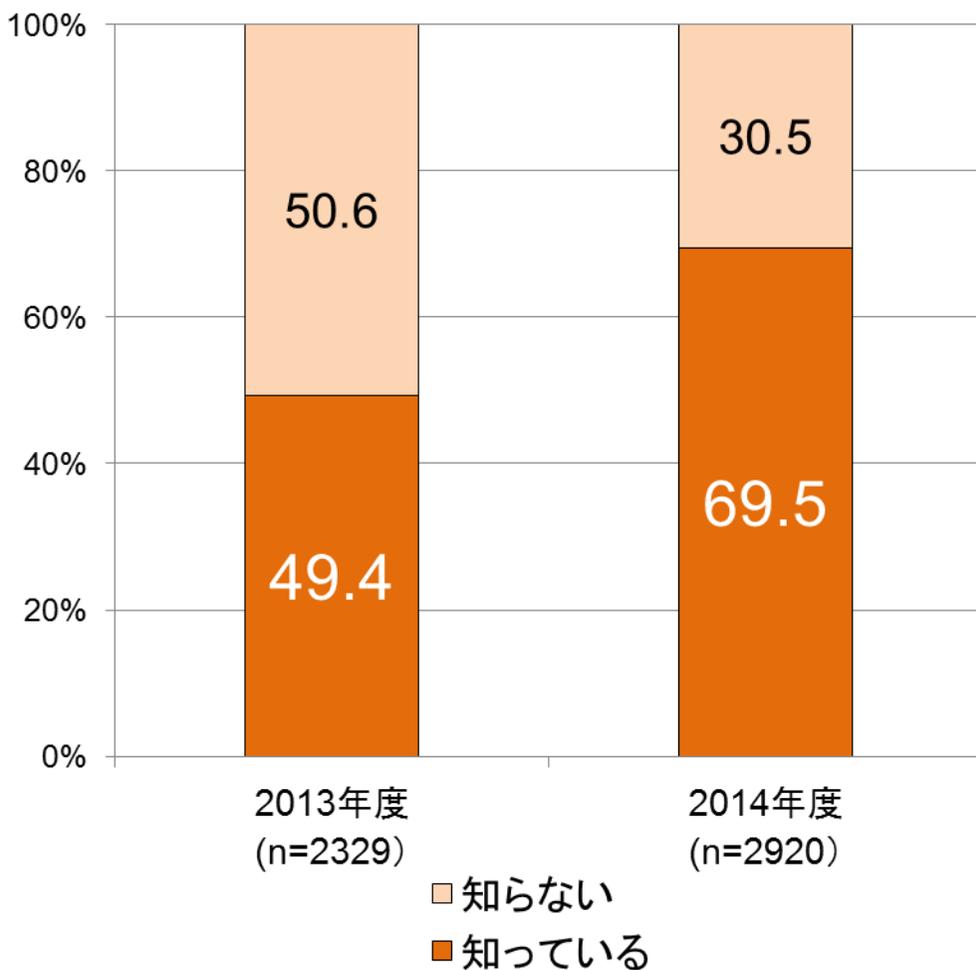
年度 単位:円	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
NTTドコモ	12,671,760	9,396,038	7,458,418	4,843,632	2,846,478	1,234,911	945,059
KDDI	-	-	-	-	-	2,751,142	1,166,191
SBM	-	-	-	-	-	3,517,286	1,352,562

4 MVNOサービスの利用者の動向

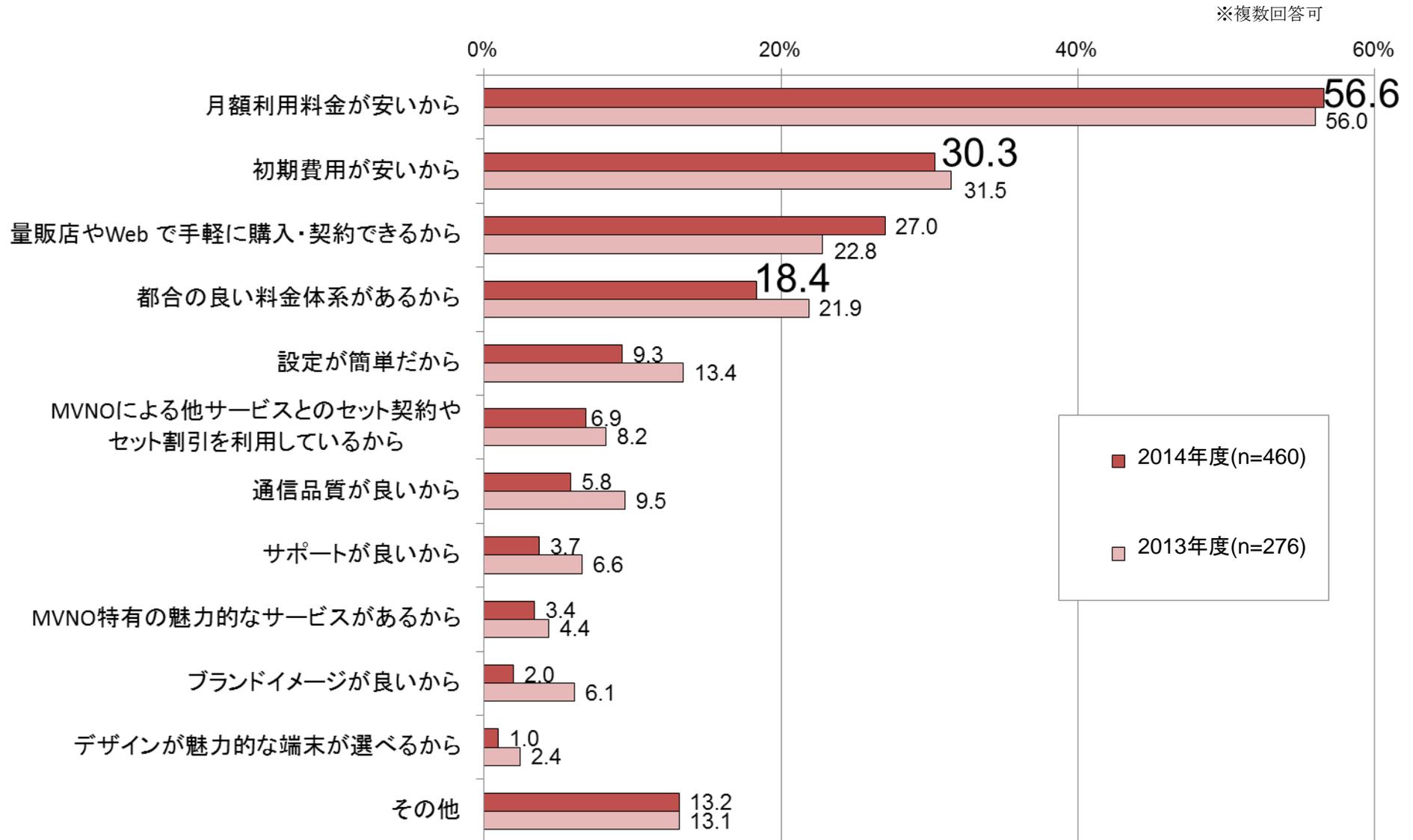
- **MVNOの認知度は69.5%** (前年度比+20.1ポイント) に上昇。
- MVNOの今後の利用意向があるもののうち、「**音声・データ共に利用したい(56.3%)**」が**最多**。

MVNOサービスの認知度

MVNOの今後の利用意向

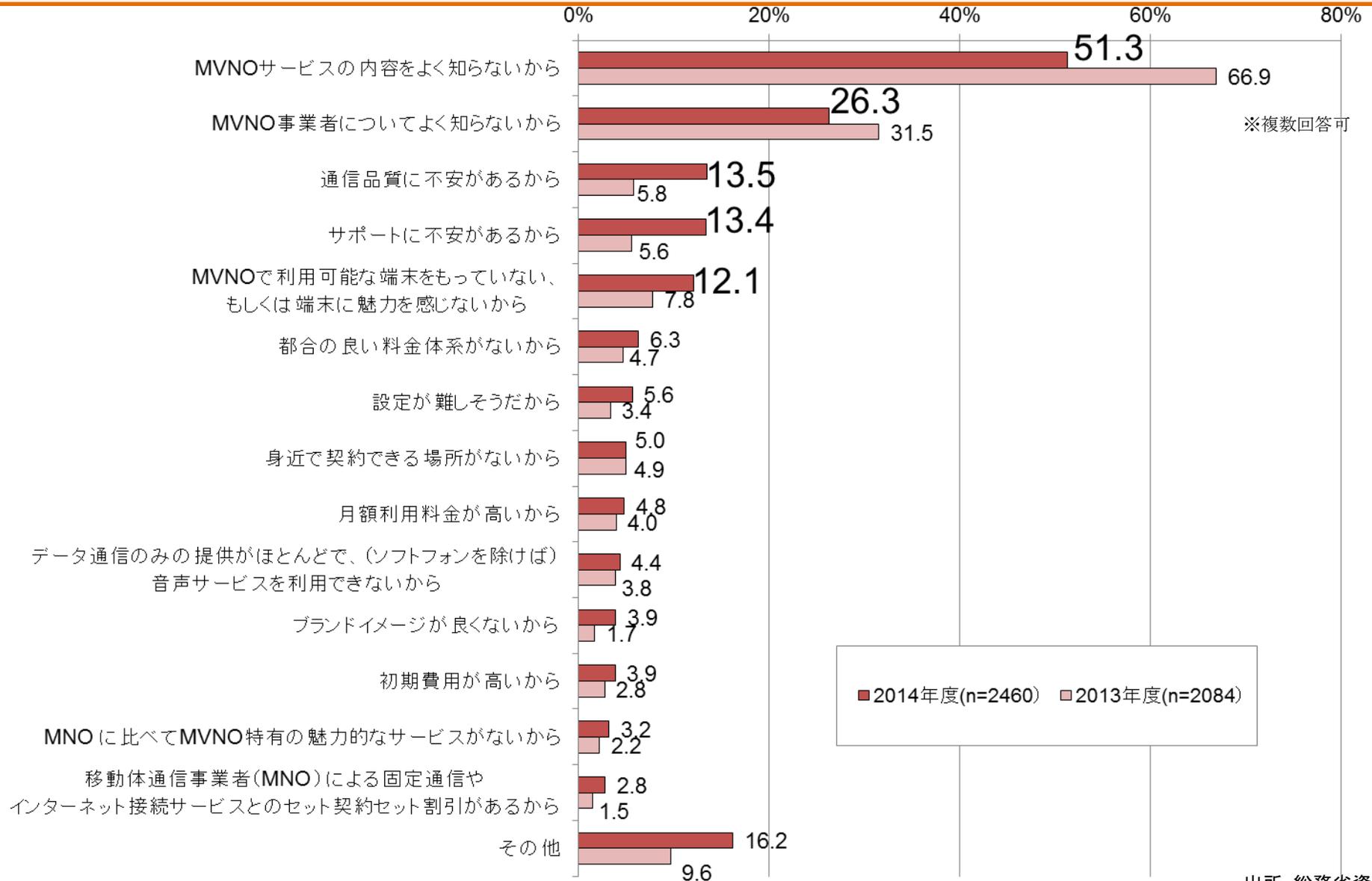


● MVNOを利用する理由では、料金面を挙げる者が大半を占めている。



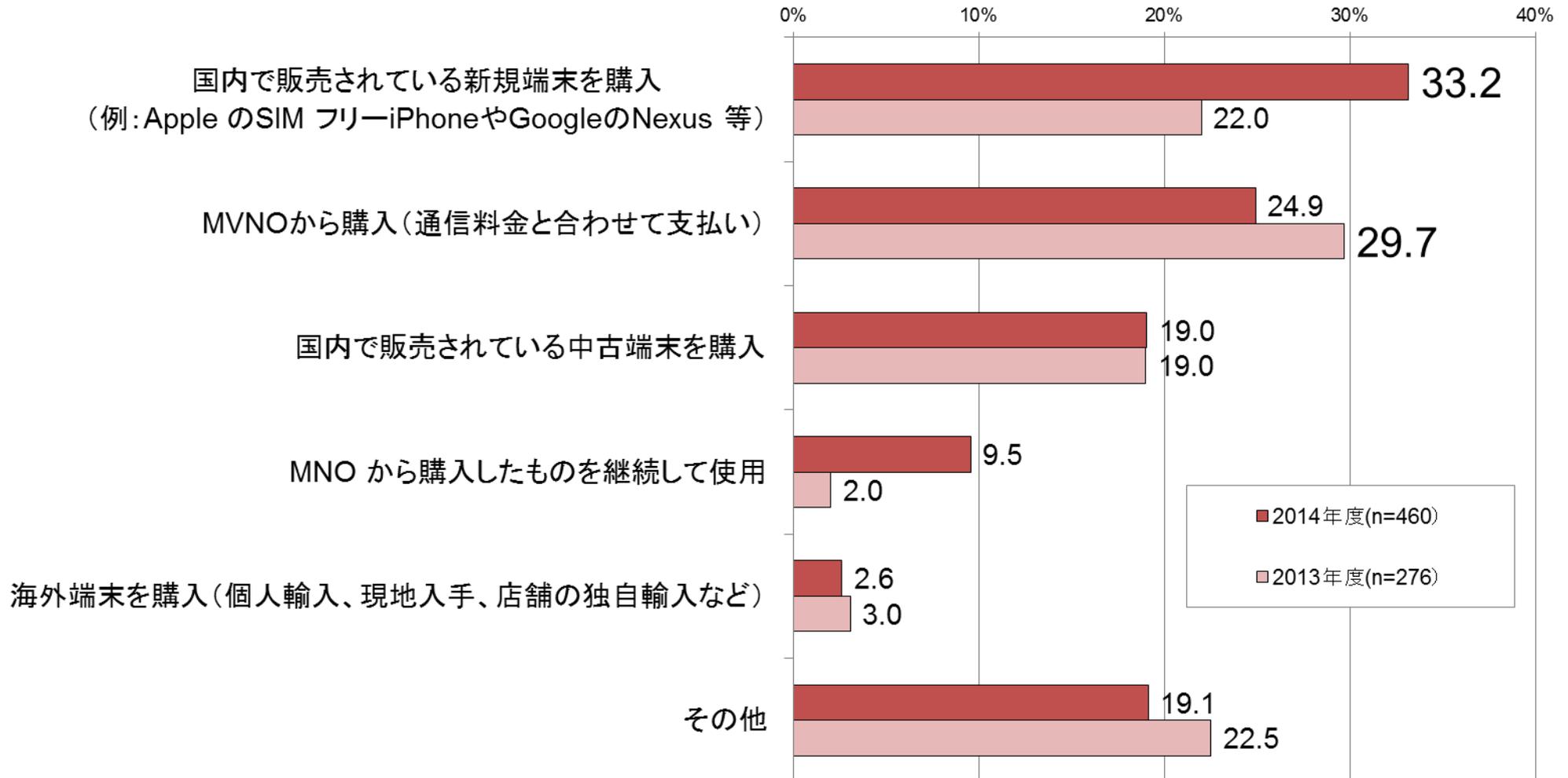
MVNOを利用しない理由

- MVNOを利用しない理由は、依然として「サービスの内容を良く知らない」とする者が最多だが、品質面に関する不安を挙げる者が増えている。



● MVNOで利用する端末の調達方法については、2013年度は「MVNOから購入(29.7%)」が最多であったが、2014年度は「国内販売の新規端末を購入(33.2%)」が最多。

※複数回答可



5 最近の総務省の取組

改正ガイドラインの策定

「SIMロック解除に関するガイドライン(平成22年6月策定)」について改正案を作成し、平成26年11月1日から同年12月1日までパブリックコメントを実施。これらの意見を踏まえて、12/22に改正ガイドラインを公表。

考え方、解除の方法等

- ❑ 電気通信事業者が**正当な理由なくSIMロックの解除に応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときには、電気通信事業法に基づく業務改善命令の対象**になることを明示*。

※ 電気通信事業法

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることができる。

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあるとき。

- ❑ **SIMロック解除の対象となる端末は、汎用的に通話やデータ通信を行うための端末**(いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター及びUSBモデム)。
- ❑ **SIMロック解除の手続は、可能な場合はインターネット経由や電話による手続を行うなど、迅速かつ容易な方法によって、無料で行うことが原則***。

※ ただし、端末の割賦代金の不払いや短期での転売等を防止するため、最低限必要な期間SIMロック解除に応じない等の措置を講じることは可能。

事業者は、SIMロック解除の対象となる端末や手続を定めた**運用方針を予め定め公表**。

留意すべき事項

事業者が留意すべき事項として、①**利用者に説明すべき事項及びその方法**、②**SIMロック解除端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化**、③**技術基準適合性の確認等**について規定。

ガイドラインの適用等

ガイドラインは、平成27年5月1日以降新たに発売される端末に適用。

総務省は、ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じガイドラインを見直すとともに、所要の対応を実施。

- NTTドコモ及びKDDIにおいて本年4月22日に、ソフトバンクにおいて本年5月19日にSIMロック解除の対応について発表。

事業者	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
1. 対象端末	2015年5月1日以降に新たに発売する端末	2015年5月1日以降に新たに発売する端末	2015年5月1日以降に新たに発売する端末
2. 解除制限期間	6ヶ月間	180日間	180日間
3. 解除手続き方法	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる受付 ・電話による受付 ・店頭受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる受付 ・店頭受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる受付 ・店頭受付
4. 解除手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる受付: 無料 ・電話による受付: 3,000円 ・店頭受付: 3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる受付: 無料 ・店頭受付: 3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる受付: 無料 ・店頭受付: 3,000円

昨年10月31日、「もっと自由に、もっと身近で、もっと速く、もっと便利に」モバイルを利用できる環境を整備することにより、新事業の創出と利用の拡大を通じた我が国の経済の創生を目指す「モバイル創生プラン」を発表。

(1) もっと自由に！

⇒ 自由に選べるモバイルの推進(SIMロック※1の解除※2等)

(2) もっと身近で！

⇒ 安くて安心して使えるモバイルの推進
(MVNO※3の普及促進、青少年等が安心して利用可能な環境整備※4)

(3) もっと速く！

⇒ モバイルの更なる高速化(4G※5携帯電話向け周波数の割当て※6)

(4) もっと便利に！

⇒ 新たなモバイルサービスの創出(事業者に対する規制の見直し※7)

※1 SIM(Subscriber Identity Module)ロック:携帯電話事業者が、自社のSIMカード等、特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう端末を設定すること。

※2 2014年12月、「SIMロック解除ガイドライン」を改正し、事業者に対し、正当な理由がない限り利用者の求めに応じてSIMロックの解除に応じるべきとした。

※3 MVNO(Mobile Virtual Network Operator):電波の割当てを受けた事業者から無線ネットワークを借りて独自のサービスを提供する事業者。

※4 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」(2015年2月～)の実施等。

※5 4G:光ファイバ並み(最大伝送速度1Gbps)の通信サービスを提供可能とする次世代の移動通信規格。

※6 2014年12月、NTTドコモ、ソフトバンクモバイル、KDDIに対し、周波数の割当てを実施。

※7 市場支配的事業者への規制の一部緩和による多様な業種とのコラボレーション、新事業の創出のための環境整備

成果のイメージ

● MVNO契約数 2013年末現在 670万契約 → 2016年中 倍増(約1,500万契約)

● モバイル等の電波関連の産業規模(予測)※ 2013年現在 34.3兆円 → 2016年中 約45兆円

※ 移動通信市場等のインフラのほか、端末市場、モバイルコンテンツ市場のほか、自動車、医療機関、教育機関等、電波を活用してサービスを提供する市場も含む。

期間拘束・自動更新付契約について

- 電気通信サービスの契約は、通常、①一定期間の継続利用を条件に基本料等が割引される期間拘束のあるプランと、②期間拘束のないプランの2通りが用意されている
- 「①期間拘束のあるプラン」は、携帯電話においては、一般的に、拘束期間は2年で、解約可能期間は2年間の契約満了後1ヶ月のみ、その後は再び2年の期間拘束が始まる。拘束期間中に解約した場合は、契約解除料※の支払を求められる。(期間拘束・自動更新付契約)

※ 携帯電話事業者3社の場合、9500円。

現在の取組

総務省の「ICTサービス安心・安全研究会」での議論を踏まえ、携帯電話事業者3社は以下の取組を実施予定。

- ① 契約解除料を支払うことなく解約が可能な期間を1ヶ月から2ヶ月に延長（27年度第3四半期）
- ② 更新月が近づいた時点で、利用者に更新月が近づいた旨をメールなどでお知らせ（27年度第1四半期）

タスクフォースの設置

- 利用者側から、「契約の在り方自体」の検討を求める意見があることから、「ICTサービス安心安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」の下に、新たに「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」を設置し、期間拘束・自動更新付契約の検証等を開始。

タスクフォース構成員

石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事・IT研究会代表
大澤 彩	法政大学法学部准教授
沖野 眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
北 俊一	株式会社野村総合研究所上席コンサルタント
木村たま代	主婦連合会
齋藤雅弘	弁護士
長田三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
新美育文(主査)	明治大学法学部教授
原田昌和	立教大学法学部教授
平野晋	中央大学総合政策学部教授
舟田正之	立教大学名誉教授

スケジュール(案)

- 第1回 5/20(水) ・携帯電話事業者3社からのヒアリング
- 第2回 5/27(水) ・固定系事業者、MVNO等からのヒアリング
- 第3回 6/17(水) ・事業者各社からの補足報告
 - ・海外状況、通信分野以外の状況等
 - ・論点の提示、方向性(案)についての議論
- 第4回 6/29(月) ・方向性(案)についての議論
- 7月 ・親会及び消費者保護ルールの見直し・充実に関するWGへの報告